

# かんたんな労務知識

社会保険労務士法人 東海労務保険事務所  
労働保険事務組合 西三河労務管理センター

令和元年6月1日

## ▶ TOPIC 「時間外労働等改善助成金」の活用法！！

4月に開催しました助成金説明会でもご案内させて頂いた「時間外労働等改善助成金」ですが、その中でも勤務間インターバル導入コースについてのお問い合わせが最近増えています。今回は、この「勤務間インターバル導入コース」について、改めてお知らせ致します。ご興味を持たれた企業様には、個別のご相談をさせていただきますので、ぜひご連絡下さい。

### 勤務間インターバルとは？

終業から始業までの休息時間を確保する制度です。

例えば、9時から18時までを定時と定めている会社で、11時間の勤務間インターバルを導入する場合、ある従業員が23時まで残業をした時は、翌日の始業時間は10時からとする措置をとることです。

### 勤務間インターバル制度の導入のために、設備やシステム等の導入を図る

事前に計画届を提出し、労働局の認定を受ける必要があります。

就業規則に「勤務間インターバル制度」を定める必要があります。

導入事例

- ◆労働能率の増進に向けての新たな機械・設備
- ◆始業・終業時刻の正確な管理に向けての、タイムレコーダー等の労務管理用機器やソフトウェア

設備やシステム等の詳細な導入事例集をご用意しておりますので、ご興味がおありの企業様、お手数ですがご連絡下さい！！

導入にかかった経費の3/4ないし4/5の金額が助成されます！！

**最大で100万円受給可能！！**



おすすめするには理由があります



さらに…、勤務間インターバル導入で「時間外労働等改善助成金」を受けると、新設された雇い入れの助成金を受給できる可能性が広がります！！

### 「人材確保等支援助成金・働き方改革支援コース」

- STEP① 「時間外労働等改善助成金」の支給を受けた、若しくはこれから受ける事業主が  
STEP② 労働局に「雇用管理改善計画」の認定を受け、  
STEP③ 認定後6カ月間に新たな労働者を雇い入れ、一定要件の達成で「計画達成助成」が支給  
STEP④ さらに、3年後に生産要件を満たすと「目標達成助成」が支給

- 「計画達成助成」 雇い入れた労働者1人当たり 60万円（パートの場合 40万円）
- 「目標達成助成」 労働者1人当たり 15万円（パートの場合 10万円）

## ▶ TOPIC 来年度より、雇用保険料免除制度が廃止されます

お気軽にご相談下さい。

現在、65歳以上の雇用保険加入者については、雇用保険料の納付が本人、事業主ともに免除されています。

これが来年度4月より廃止されます。廃止に伴い、本人については給与からの雇用保険料の控除、事業主については労働保険料での納付をして頂くこととなります。時期が近付きましたら、再度お知らせ致しますが、まずはご一報まで。